

鶴見区役所からの お知らせ



学校選択制の説明会を開催します

～来年、小・中学生になるお子さまの保護者の皆さまへ～

平成28年度の学校選択制の実施にあたって、制度の内容や手続き、今後のスケジュールなどについて、説明会を次のとおり開催します。

- 開催日時** 9月12日(土) 10時から
9月16日(水) 10時から
9月18日(金) 19時から
9月27日(日) 10時から

場所 いずれも区役所 4階 会議室

なお、9月上旬に、各小・中学校を紹介した「学校案内」と、学校選択制にかかる「希望調査票」を、学校を通じて配付または送付します。



問合せ 地域活動支援課(子ども・教育) **1階 8番**
☎6915-9734

外国籍のお子さまの入学手続きについて

平成28年4月に大阪市立の小・中学校へ入学を希望される外国籍のお子さまの保護者の方は、9月30日(水)までに、下記にて手続きをしてください。

■入学資格

- 小学校:平成21年4月2日から平成22年4月1日までに生れたお子さま
- 中学校:平成28年3月に小学校卒業の見込みのお子さま

■申請方法

上記の入学資格があるお子さまの保護者の方へ区役所から8月上旬に入学のご案内をお送りします。入学案内書右側の「入学申請書」に、必要事項をご記入のうえ、**9月30日(水)**までに、送付または直接、下記まで提出してください。

なお、転居等により入学のご案内がお手元に届かなかった場合でも、区役所で手続きをすることができます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(住民情報) **1階 3番**
☎6915-9963

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、保険料の計算等のため、すべての加入者の所得状況を把握する必要がありますので、前年の所得を申告されていない方がおられる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。必ず申告をお願いします。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世帯全員の所得によって判明します。所得の不明な方がおられる世帯は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行ってください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金) **3階 31番**
☎6915-9956

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

こども医療費助成の見直しについて

11月から、こども医療費助成の所得制限額を児童手当と同額まで緩和するとともに、12歳(小学校修了)までの所得制限を撤廃します。この見直しにより、新たに対象となる可能性のある方へ交付申請書をお送りしていますので、8月17日(月)までに下記までご返送ください。内容を審査のうえ、該当する方には10月下旬にこども医療証を交付します。

また、対象者の拡充にあわせて、入院した際の食事療養の自己負担に対する助成を、10月診療分をもって廃止します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) **1階 12番**
☎6915-9107

セアカゴケグモに注意しましょう!

セアカゴケグモは排水溝の側面やふたの裏、ブロックの穴などに生息しています。ガーデニングや排水溝の掃除などの時は必ず手袋をするなど、かまれないように注意しましょう。



万一、かまれた場合はまず医療機関に相談してください。

問合せ 保健福祉課(生活衛生) **1階 11番**
☎6915-9973

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の所得状況届及び現況届の提出について

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方に「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方に「現況届」をお送りしていますので、必要事項をご記入いただき、8月11日(火)～9月10日(木)に下記まで提出をお願いします。期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合せ 保健福祉課(障がい者支援) **1階 13番**
☎6915-9857

児童扶養手当現況届の提出について

現在、児童扶養手当を受給している方に「現況届」をお送りしますので、8月中に下記まで提出してください。この届の提出がない場合は、児童扶養手当の支払を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) **1階 12番**
☎6915-9107

府営住宅が大阪市に移管されました

市内に所在する府営住宅は、8月1日に大阪府から移管され、大阪市営住宅となりました。

問合せ 天満橋住宅管理センター
☎6941-1103 ☎6941-1094

各種無料相談 8月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (予約制) (毎月第2・4金曜日)	8月14日(金)・28日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順) 時間の指定はできません。 【1人30分以内】	鶴見区役所3階
② 行政書士相談 (相続・遺言など)	8月12日(水) 13時～16時	当日会場にて受付。 ※定員8名・当日先着順【1人40分以内】 ※当日13時の時点で、3名以上の場合は抽選	鶴見区役所3階
③ ナイター法律相談	8月18日(火) 18時～21時	当日会場にて20時まで受付。 ※40名(先着順)【1人30分以内】	北区民センター
④ 日曜法律相談 (予約制)	8月23日(日) 9時30分～13時30分	8月20日(木)・21日(金) 9時30分～12時に電話にて(専用☎6208-8805) ※各16名(先着順)【1人30分以内】	大正区役所 中央区役所 西成区役所
⑤ 経営相談 (予約制)	随時 (相談日は調整)	相談を希望する日の7日前(土・日・祝を除く)までに電話にて。【1人60分以内】	鶴見区役所3階
⑥ 就労相談 (一部予約制) ※仕事の紹介・あっせんは行っておりません。 (毎月第1水曜日)	8月5日(水) 13時30分～17時 ※次回は9月2日(水)	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付。 ※5名(先着順) 【16～17時は事前予約制】 当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)【1人30分以内】	鶴見区役所2階
⑦ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	8月12日(水) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑧ ごみ減量・3R相談 (第1・3火曜日)	8月4日(火)・18日(火) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑨ 人権相談 (一部予約制)	平日 9時～21時 土・日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談。(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は事前予約制】 上記専用番号までご予約ください。	

- 問合せ** ①②⑤⑥……魅力創造課(広報戦略) ☎6915-9683
③④……大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 ☎6644-4894
⑦……鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804
⑧……城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674
⑨……地域活動支援課(子ども・教育) ☎6915-9734